諮問庁：国土交通大臣
諮問日：令和８年３月３１日（令和８年（行情）諮問第４４４号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（行情）答申第７５９号）
事件名：特定協議会の議事録の不開示決定（不存在）に関する件

# 答　申　書

第１　審査会の結論

「成田空港に関する四者協議会の議事録　２０１６（平成２８）年９月２７日以降の全ての会議の議事録」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年７月３１日付け国空首都第５７号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書

ア　成田空港に関する四者協議会の協議結果について、その概要は千葉県のホームページで公表されています。

しかし、その協議結果に至る過程、例えば、新滑走路の増築に関して成田国際空港会社からどのような説明がされ、参加者からどんな課題が挙げられ、どんな討議がなされて意見が集約されていったのか、といった重要な情報は公開されていません。

イ　本件請求に対する国土交通省の不開示理由は「作成・取得をしておらず、不存在」です。

ウ　まず、協議会の構成員が、その会議の議事録を持っていないということ自体が、そもそも常識として考えられません。

議事録の作成は事務局（千葉県）が担当するとしても、最低限でも国土交通省の担当部署内での共有がなされていなければ、組織としての活動はできません。

さらに、四者協議会の協議結果は、一般道のつけ替えや高速道路、鉄道などの公共交通機関の整備、また、騒音公害や落下物に対する

対策など、幅広い内容を網羅しています。

よって、国土交通省航空局と言う一担当部署のみではおさまらず、他部署や他省庁省庁（原文ママ）とも議事情報を共有して、検討・調整をすることが必須になっています。担当部署が会議の議事録も持たずに、他部署や他省庁とどのような検討・調整ができるというのでしょうか。

エ　成田空港の拡張には、その予定用地内に住居や生産活動の場を持っている人々への補償、発着便数の拡大や夜間飛行時間の緩和に伴う騒音公害や大気汚染など、他の交通機関とは比較にならない多数の国民に対して、生命や健康、財産の維持・保護に直結する問題が伴っています。

国土交通省には、成田空港の拡張に関する様々な施策について、その意思決定の経緯を国民に丁寧かつ具体的に説明をして、国民の的確な理解と批判の下で公正で民主的な行政を推進する責務があります。

オ　以上より、まず「作成・取得をしておらず、不存在」という不開示理由は、常識に照らして、とても信じられるものではありません。

また、行政施策の意思決定の経緯を国民に開示しないという国土交通省の対応は、情報公開制度が設けられた社会的・歴史的要請に対して全く背を向けるものです。

よって、直ちに審査請求人の求めに応じて、不開示処分を取り消して当該文書を開示することを要求します。

（２）意見書

国土交通省の理由説明書によると、成田空港に関する四者協議会（四者協議会）は、主に成田国際空港の機能強化や空港周辺地域の地域振興策・環境対策等について協議を行う場であり、当該文書は事務局である千葉県が作成し、非公開で、四者協議会の構成員で共有されることはない、と説明しています。

ア　まず、当該文書が非公開とされていること自体について、審査請求人には異論がありますが、この点については以下の当該文書の有無についての問題に決着がついた後の議論になります。

イ　国土交通省が当該文書を共有・取得していないという説明について

四者協議会の議事内容に関して、国土交通省は成田空港会社に対して、事業計画や重要な財産等の許可権限、及び業務に関する強い監督権限を有しています。また、成田空港に離発着する航空機について、運送事業、飛行計画の許認可承認の権限など、幅広い権限を有しています。

国土交通省は、四者協議会でどのような議論を経て合意し、成田空

港会社に対する様々な許可承認をなしたのでしょうか。

四者協議会の議事内容は、「第二の開港」と称しているほどの巨大開発事業に関することであり、周辺住民の生命・健康・財産の問題のみに限らず、国の航空行政全体に関わるものです。

理由説明書に述べているように当該文書に該当する文書（参加職員の報告書、復命書、メモ等）さえ存在しないとするならば、広く国民生活に関連する巨大開発に対する国土交通省の施策の意思決定の過程が、全く不明ということになります。

これは、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」としている情報公開制度の趣旨・要請に著しく背反することになります。

そもそも、議会の構成員が、その会議の議事録を持っていないということ自体が常識として考えられませんが、国土交通省の説明は、あまりにも無責任であり、到底信じられるものではありません。

万が一、当該記事録を取得していないというのであれば、これに該当する文書（参加職員の報告書、復命書、メモ等）の開示を要求します。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めたものである。

これに対し、処分庁は、令和７年７月３１日付け国空首都第５７号において、不開示とする原処分をした。

これを受け、審査請求人は、令和７年８月１２日付けで、諮問庁に対し原処分の取消しを求め、本件審査請求を提起した。

２　審査請求人の主張

上記第２の２（１）のとおり。

３　原処分に対する諮問庁の考え方

（１）「成田空港に関する四者協議会」の趣旨・目的について

「成田空港に関する四者協議会」（以下「協議会」という。）は、成田国際空港の機能充実と地域との共生の推進を目的として、平成１３年５月に設立されたもので、関係四者（国土交通省航空局長、成田国際空港株式会社代表取締役社長、成田空港自治体連絡協議会を構成する９市町の長（成田市、富里市、山武市、香取市、芝山町、多古町、横芝光町、栄町、神崎町）、千葉県知事）を構成員としており、主に成田国際空港の機能強化や空港周辺地域の地域振興策・環境対策等について構成員で

協議を行う場である。

協議会の事務局は「成田空港に関する四者協議会運営要領」７条の定めるところにより、千葉県が行うこととなっている。

（２）本件対象文書の位置づけについて

協議会の議事概要や会議資料は千葉県や成田国際空港株式会社のホームページ上で公表されているが、本件対象文書は事務局である千葉県にて作成され、非公表とされている。協議会構成員においては上記の議事概要をもって協議結果等を確認しているため、事務局から本件対象文書が他の協議会構成員に共有されることはない。

（３）原処分の妥当性について

本件対象文書について処分庁は所掌事務上、作成する立場になく、上記（２）のとおり共有されることもないため、取得もしていない。

また、本件審査請求を受け、念のため、改めて執務室及び書庫等を探索したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

以上のことから、原処分において、本件対象文書を作成・取得しておらず、不存在につき不開示とした処分庁の判断は、妥当であると認められる。

４　結論

よって、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、原処分は維持されるべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年３月３１日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年５月１９日　　審査請求人から意見書を収受
④　同年１０月２日　　審議
⑤　同月２９日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

（１）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

協議会の議事概要は、会議における出席者の発言内容を踏まえ、事務局が案を作成し、議題の審議後に案の状態で配布され、出席者に確認を

取った上で、確定している。また、その後、速やかに事務局である千葉県のホームページで公表される。

その後、議事概要に含まれていない細部について確認が必要な場合には、事務局へ議事録を取り寄せることとなる。この場合、当該文書は、専ら担当者の確認作業用に取り寄せるものであり、担当者用メモという扱いになるため、保存期間は１年未満であることから当該年度内に廃棄されることとなる。また、事務局より確定前又は確定後の議事録が送付されることもない。

なお、本件審査請求を受け、念のため、改めて執務室及び書庫等を探索したが、令和６年度以前に係る対象文書の存在は確認できず、また、令和７年度に係る対象文書については、事務局へ議事録を取り寄せていないことから不存在である。

（２）当審査会において、諮問庁から関連部署の標準文書保存期間基準の提示を受けて確認したところ、「特定課の所掌事務に関する事項共通」の「全業務共通（前項までに掲げるものを除く。）」のうち「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」の類型に該当する文書の保存期間は１年未満であることが認められる。

そうすると、令和６年度以前に係る対象文書を取得していたとしても、当該文書については保存期間が１年未満の文書に該当することから、本件開示請求の時点では保存期間が満了しており、令和７年度に係る対象文書については取得していないので保有していない旨の上記（１）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、探索の範囲等が不十分であるともいえない。

したがって、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

３　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第５部会）

委員　市木政昭、委員　石川千晶、委員　大江裕幸